

# 大谷ダム操作規則

## 第1章 総 則

(通 則)

第1条 大谷ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒95立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位は、取水設備に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高191.4メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高209.6メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高191.4メートルから、標高209.6メートルまでの容量13,750,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高184.1メートルから標高191.4メートルまでの容量3,300,000立方メートルのうち最大600,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高184.1メートルから標高191.4メートルまでの容量3,300,000立方メートルのうち最大2,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 三条地域振興局長(以下「局長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪

水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から三条地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第 11 条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った時は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 新潟県土木部、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟地方気象台、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 12 条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節の後における水位の低下)

第 13 条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 14 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 15 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り放流を行うことができる。

- 一 第 23 条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要がある時。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 13.7 立方メートルとする。

(放流量)

第 16 条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(放流の原則)

第 17 条 局長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の貯留の制限)

第18条 局長は、竈場頭首工地点において流量が、毎秒3.0立方メートルを下回る場合は、貯水池に流入する流水を貯留しないものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第19条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めた場合には、ダム直下流地点において毎秒0.23立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第20条 局長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、毎秒0.776立方メートルの流水をダム地点において確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第21条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第22条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

## 第6章 点検・整備等

(計測・点検及び整備)

第23条 局長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第24条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第25条 局長は、ゲート等を操作し、第23条第1項の規定による計測、点検及び整備を行ったとき及び前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑 則

(細 則)

第 26 条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 9 月 8 日から適用する。